

伊勢原市公共工事における建設業法第26条の5の規定の適用を受ける  
営業所技術者等に関する取扱いについて

1 趣旨

この取扱いは、本市が発注する公共工事（以下「本市発注工事」という。）における建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条の5の規定の適用に関し、必要な事項を定める。

2 用語の定義

この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業所技術者等 法第26条の5の規定を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。
- (2) 監理技術者等 営業所技術者等が職務を兼ねることができる主任技術者又は監理技術者をいう。

3 営業所技術者等の兼務の特例要件

営業所技術者等は、当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事に限り、次の各号を全て満たす場合に監理技術者等の職務を兼務できるものとする。

- (1) 当該建設工事の請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降はこの特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事ごとに専任で配置しなければならない。
- (2) 建設工事の工事現場から営業所までの距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と営業所との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、この移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- (3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降はこの特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。
- (4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
- (5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と

API 連携したシステムであることが望ましいが、その他システムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

- (6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、「人員の配置を示す計画書」を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。また、当該計画書は、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。
- (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。
- (8) 兼務する建設工事の数は、1 以下であること。
- (9) 営業所技術者等が当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

#### 4 営業所技術者等の配置に係る手続

- (1) 落札候補者は、落札候補となっている本市発注工事について営業所技術者等の配置をしようとするときは、当該工事に係る「配置予定技術者等調書」に併せて、「営業所技術者等従事届出書」を市長に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、4 (1)の規定により届け出た営業所技術者等をやむを得ない理由により変更するときは、それぞれの工事の監督員とあらかじめ協議した上、変更後の「営業所技術者等従事届出書」を市長に提出しなければならない。

#### 附 則

この取扱いは、令和7年9月1日から施行する。